

# 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

## 3-1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

### 1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は、門前町を中心とする津島地区だけでなく、<sup>かもり</sup>神守・<sup>かみしまだ</sup>神島田地区にも存在している。また、指定・登録文化財である建造物のほかにも歴史的な価値のある建造物も存在しており、これらが今日も受け継がれていることで本市の歴史的風致を形成し、独自の雰囲気醸し出している。

こうした歴史的建造物の所有者の多くは高齢化が進んでおり、後継者が不在であること、修理等には多額の費用を要することから、適切な維持管理が行われないまま劣化が進んでいるものも存在している。また、これらの歴史的建造物は所有者に保存・活用を依存する状況にあり、滅失や改変等により、その価値が失われたものもある。

これまで、本市の文化財保護行政においては重要文化財や県・市の指定文化財、登録文化財といった保護措置を図り、指導・助言、補助等を通じて歴史的建造物の保存・維持管理に順次取り組んできたが、現状十分とは言い切れない。

近年では、市指定有形文化財である「氷室作太夫家住居」の経年劣化が著しいことから、一般公開されていない。また、国の登録有形文化財「伊藤家住宅座敷機石荘」、「伊藤家住宅茶席妙喜庵」、「伊藤家住宅正門及び築地塀」、「伊藤家住宅中門及び袖塀」については、所有者と協議を続けたものの維持が困難であることから解体され、登録抹消となっている。

また、本市には、文化財保護法等に基づく指定等文化財以外にも、近代和風建築等の多数の歴史的建造物が存在している。これらの大半が保護措置の図られていない状態で、調査も部分的にとどまっており、建造物が有する歴史や文化の価値が十分に共有されていない。そのため、所有者の事情によっては適切な維持管理が行われずに、滅失や改変の危機にさらされている可能性がある。

歴史的建造物は、地域の歴史や文化を伝える役割を有しており、適切な保存・活用が重要である。しかしながら、多くの人々が、歴史的建造物に触れ、その歴史や文化の価値を感じる機会を十分に得られていない。



氷室作太夫家住居（市指定有形文化財）

## 2) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する課題

歴史的建造物の周辺には、建築物や工作物、さらに屋外広告物が景観に調和していない色彩により古き良き町並みにそぐわないもの、近年空き家・空き地等が増加傾向にあり適切に管理されていない状態であるもの、また、電柱電線類により景観要素が損なわれるなど、歴史的建造物の周辺環境に課題がある。

名鉄津島駅から津島神社までの一直線に続く天王通線は、昭和4年（1929）に新設された以後、通りの両側には商店が軒を連ね、津島神社までの参道として、かつて多くの人が行き交う活気にあふれた大通りであった。しかし大いに賑わいを見せたこの通りも、人口減少や高齢化に伴う後継者不足等により都市のスポンジ化が進行し、現在では空き店舗が増加し、さらには取り壊しも進んで駐車場や更地も増え、都市としての魅力が低下している状況である。

一方で、天王通線周辺にはお寺が密集しており、近年はお寺を目的に当市に來訪する観光客が増えている。しかしながら、上記の歴史的建造物の周辺環境や天王通線を取り巻く課題や、お寺の参拝と合わせて周辺を散策するための仕掛けや案内が不足しているため、観光客の本市での滞在時間が短くなっている。

また、古くからの町並みが連なる重点区域周辺は、不燃性や耐震性など火災や地震などの災害に弱いことから、歴史的風致の維持向上を図るうえで課題となっている。

## 3) 伝統文化を反映した活動の支援・継承に関する課題

本市には、4つの歴史的風致ごとにそれぞれ固有の伝統文化を反映した活動があり、歴史的建造物を有する神社仏閣等にまつわる祭礼や、市全域において生業と結びついた伝統行事・慣習等が継承されてきている。

一部には保存会等の組織が結成されるといった動きもあるが、地域住民の任意の活動に委ねられているものも多く、近年の少子高齢化による若年層の減少、あるいは価値観の多様化等の影響により、担い手の減少等が大きな問題となっている。

例を挙げると、市指定無形民俗文化財の津島秋祭の山車には、人材不足等により、運行が休止している山車もある。ほかの無形民俗文化財の保存会においても人口減少、高齢化による後継者不足が叫ばれている。

これまで、本市では、重要文化財である旧堀田家住宅ほったけじゅうたくを活用して地域に息づく伝統行事・慣習の紹介や、市民活動団体や学校等と連携して文化財についての認識を深め、学習する機会の提供、さらには過去の調査に基づく情報収集、実態把握、成果の情報発信等を行ってきているが、文化財に対する認識や保護活動に対する理解は十分に浸透しておらず、市全域にわたる取組として広げるには至っていない。

生業も同様に、担い手の高齢化や後継者不足、社会のニーズの変化に伴う需要の減少が危惧されている。

### 3-2. 上位計画及び関連計画の状況と関連性

本市では、総合計画や都市計画マスタープランなどを時代に即して定期的に改訂している。これらの計画との整合や調和、連携を図ることによって、津島市固有の歴史的風致の維持向上を図ることが重要であるため、本計画は、本市の基本構想を含む津島市総合計画に即するとともに、津島市都市計画マスタープランと整合が保たれたものとする。

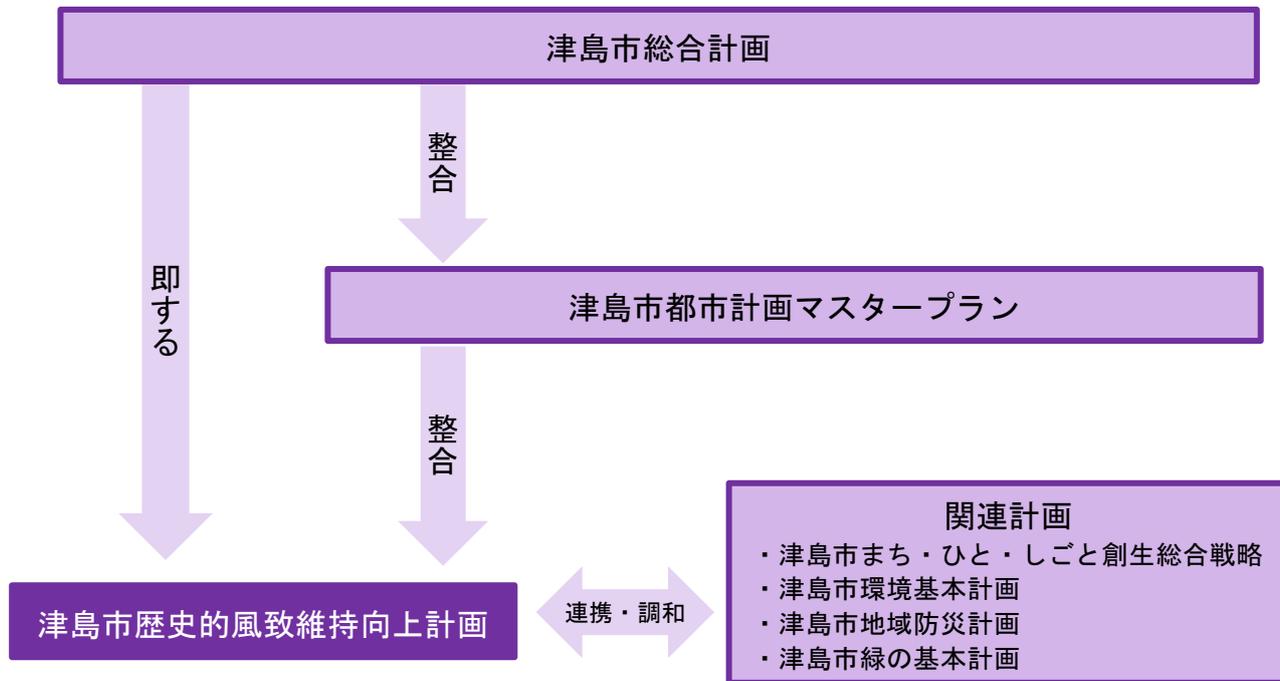


図 3-1 上位計画及び関連計画の状況と関連性

1) 第5次津島市総合計画（令和3年（2021）9月策定）

本市は令和3年（2021）9月に、令和12年度（2030）までのまちづくりの指針である第5次津島市総合計画を策定した。このなかで、基本構想では「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島」を将来都市像に掲げるとともに、将来人口を令和12年（2030）で56,600～59,500人と展望し、3つの重点戦略を位置付けている。

重点戦略の1つである「戦略2 まちの活力を高め、人の流れをつくる」では、掲げている施策のなかに、「駅周辺の活性化」と「魅力の発信と関係・交流人口の拡大」があり、関連施策として「快適でにぎわいある安全なまちづくり」、「歴史・文化資源を活用して地域の魅力を磨き上げ・発信」を位置付けている。

さらに、分野別計画の「歴史・文化・芸術」において、未指定を含めた文化財の把握や保存・活用の方針、本市が所有する歴史的建造物の適切な保存・活用を検討するとともに、文化財等の所有者等に対して、保存・修理のための支援や文化財保護の担い手づくりの支援を行うこととしている。また、津島市歴史的風致維持向上計画の重点区域において、飲食や休憩などの来訪者へのサービスを備えた地域一体の利活用を視野に入れ、重点区域を回遊しながら楽しめる魅力の磨き上げと情報発信を図ることとしている。

「都市計画」では、本市固有の歴史・文化資産を活用して魅力的でにぎわいがある、誰もが歩きたくなる市街地の形成に向け、行政や民間、そして市民と一体となって、津島駅周辺、天王通りや本町筋、天王川公園や津島神社などにおいて、魅力的な公共空間の創出を促進することとしている。



図 3-2 将来都市像とまちづくりの目標

資料：第5次津島市総合計画

## 重点戦略の構成

<b>戦略1</b>	子どもを産み育てやすい環境をつくる
<b>戦略2</b>	まちの活力を高め、人の流れをつくる
<b>戦略3</b>	支えあい、安心して暮らせる地域をつくる

### ③ 駅周辺の活性化

津島の顔・まちの玄関にふさわしいものとなるよう、津島駅や天王通りをはじめとする駅周辺の活性化に向けた取組を進めるとともに、空き家・空き店舗活用、特色を生かした景観形成、都市機能や生活サービス機能の集約化を進め、快適で利便性の高いまちなかの整備を推進します。

#### <関連する分野別施策>

- 4-1-1 快適でにぎわいある安全なまちづくり
- 4-1-2 社会情勢の変化に対応したまちづくり
- 4-3-1 総合的な道路交通体系の形成

### ⑤ 魅力の発信と関係\*・交流人口\*の拡大

地域資源の掘り起こしとそのプロモーション\*により、まちのブランド力を高め、市内外から人を引き付けることができる地域の魅力を高めます。また、歴史・文化資源をはじめとする地域資源を活用した交流人口\*の増加や地域資源を契機として地域と関わる関係人口\*の創出を図り、移住・定住の促進につなげます。

#### <関連する分野別施策>

- 2-3-3 歴史・文化資源を活用して地域の魅力を磨き上げ・発信
- 3-3-1 関係\*・交流人口\*の創出
- 3-3-3 観光PRと情報発信
- 3-3-4 受入体制の充実
- 4-1-1 快適でにぎわいある安全なまちづくり

図 3-3 重点戦略の構成と戦略2の施策

資料：第5次津島市総合計画

2) 津島市都市計画マスタープラン（令和3年（2021）12月策定）

本市では、令和12年（2030）を目標とした都市計画の基本的な方針を示した津島市都市計画マスタープランを令和3年（2021）12月に策定した。

この計画では、都市の将来像を、「多様な主体によって、暮らす・楽しむ・働く「場」を創る”暮らしを楽しみ、誇りと愛着を感じ、そして選ばれるまち つしま」とし、都市づくりの目標の一つに、「自然、歴史、文化が織りなす自然歴史都市づくり」を掲げ、津島固有の歴史的風致を守り、育て、継承し、魅力ある景観づくりを進めるとともに、歴史的文化資源を活用した個性豊かなまちづくりを推進していくこととしている。また、本町筋沿いや津島神社周辺を、「歴史・ふれあいゾーン」に、津島駅から津島神社を結ぶ天王通線を、「にぎわい・活力軸」に位置づけている。

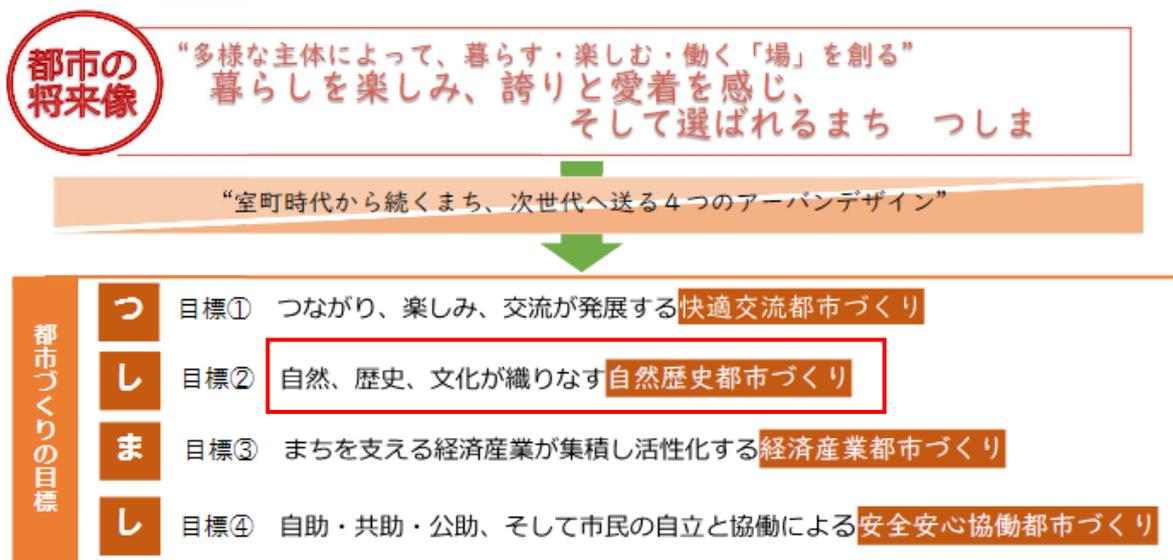


図 3-4 都市の将来像と都市づくりの目標

資料：津島市都市計画マスタープラン

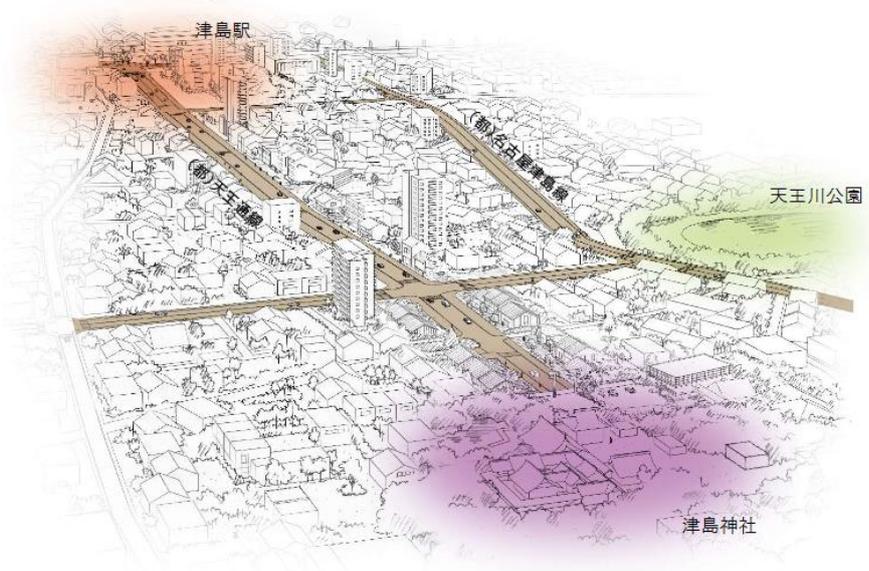


図 3-5 都市拠点（正面玄関）イメージ

資料：津島市都市計画マスタープラン

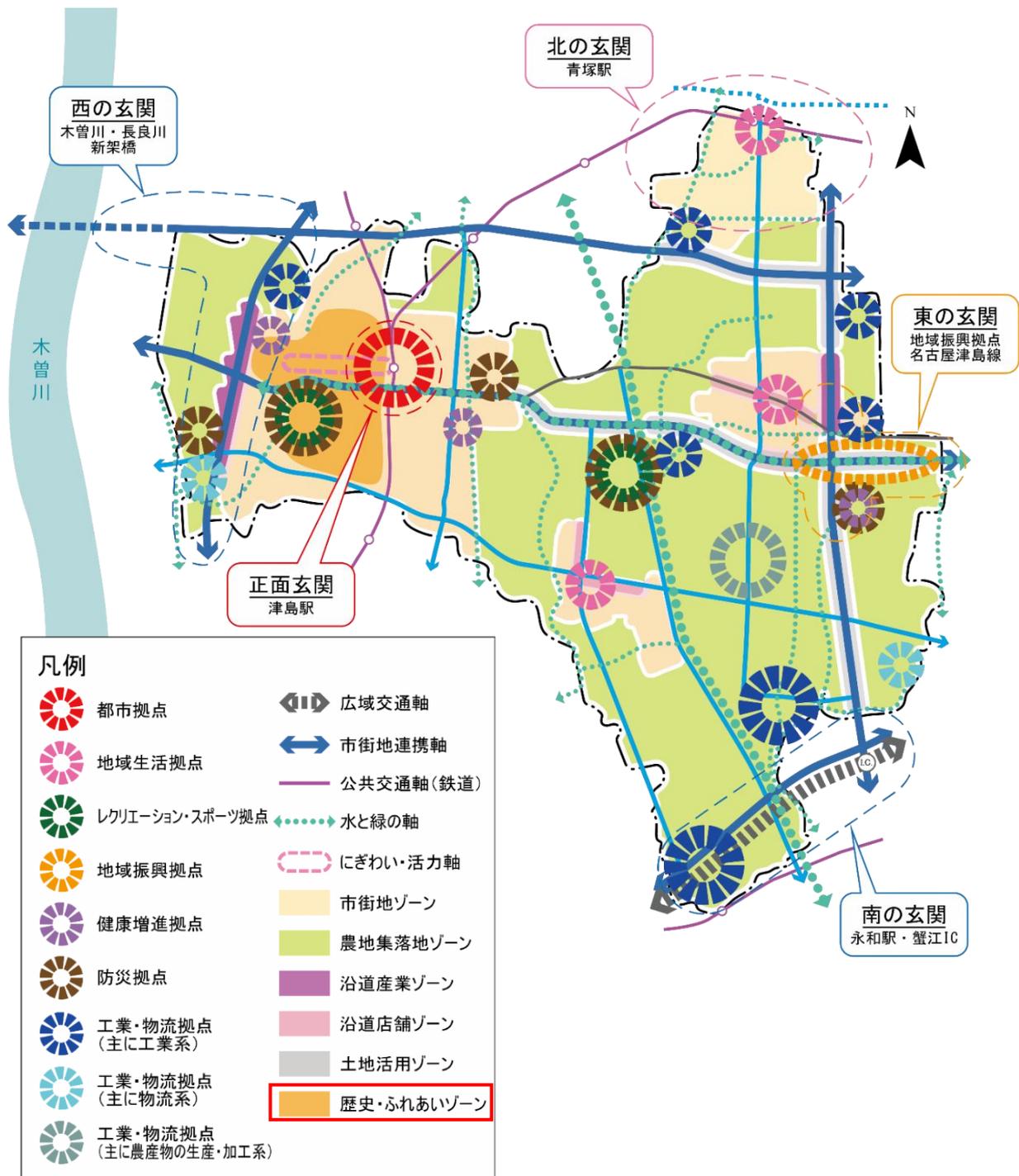


図 3-6 将来都市構造

資料：津島市都市計画マスタープラン

### 3) 第2期津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成26年(2014)11月に施行されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、平成28年(2016)3月に第1期、令和3年(2021)8月に第2期の津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。第5次津島市総合計画の重点戦略を第2期の津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略と位置付け、総合計画のまちづくりの目標の実現に向けた施策の推進を図ることによって、地方創生がめざす将来の実現につなげる。



図3-7 第2期津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略体系図

資料：第5次津島市総合計画

**戦略2 まちの活力を高め、人の流れをつくる**

**【基本的方向】**

若者や女性がやりがいを持ち、安定した生活を送ることができる雇用の場の創出や起業しやすい環境を整備するとともに、快適で利便性の高い居住環境を整備し、働きながら住み続けられる環境づくりを進めます。

また、歴史・文化資源だけでなく、地域の農産品や工業製品、景観、ひと、まちでの暮らし方・働き方などの多様な地域資源を活用してまちの魅力を発信するとともに、交流人口や継続的に地域に関わる関係人口の創出・拡大などに取り組むことでまちの活力を高め、人の流れをつくります。

**【施策】**

<b>① 地域産業の活性化</b>
事業承継など地域企業の支援や企業誘致を通じて、地域経済の安定と成長を実現することにより、生活者の暮らしの安定を支える雇用の創出や若者にとって魅力のある雇用の場を確保し、地域の稼ぐ力を高めます。
<b>② 多様な働き方の実現</b>
市内の事業者の情報を広く発信し、市内事業者への就業を支援するとともに、起業・創業や空き家・空き店舗を活用した起業支援等により、多様な働き方が実現できるように支援します。その中で、高齢者や女性、障がいのある人などの働く場の選択肢が広がるような取組を進めます。
<b>③ 駅周辺の活性化</b>
津島の顔・まちの玄関にふさわしいものとなるよう、津島駅や天王通りをはじめとする駅周辺の活性化に向けた取組を進めるとともに、空き家・空き店舗活用、特色を生かした景観形成、都市機能や生活サービス機能の集約化を進め、快適で利便性の高いまちなかの整備を推進します。
<b>④ 交通ネットワークの充実</b>
都市機能や生活サービス機能を集約する拠点を中心に、公共交通や道路などで結ぶ総合的な交通ネットワークの充実を図るとともに、まちなかの移動を快適にする歩行環境の整備などを進めます。
<b>⑤ 魅力の発信と関係・交流人口の拡大</b>
地域資源の掘り起こしとそのプロモーションにより、まちのブランド力を高め、市内外から人を引き付けることができる地域の魅力を高めます。歴史・文化資源を始めとする地域資源を活用した交流人口の増加や地域資源を契機として地域と関わる関係人口の創出を図り、移住・定住の促進につなげます。

図 3-8 第2期津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略 戦略2の基本的方向と施策

資料：第2期津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

#### 4) 津島市環境基本計画（平成28年（2016）3月策定）

本市では、まちづくりの基本的な考え方を示す津島市総合計画を環境面から補完し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、津島市環境基本計画を平成28年（2016）3月に策定した。

計画の基本理念を「津島の自然や歴史・文化を礎に、ともにづくり、未来へつなぐ」として、計画の基本目標として、持続可能で快適なまちを構成する5つの分野ごとに目指すべきまちの姿を設定するとともに、これらを実現するための総合的な施策推進のあり方を設定している。

このうち、「基本目標4 津島らしさが感じられるまち」の「基本方針(3) 歴史・文化の継承と活用では、良好な景観の保全・形成や文化財の保護の推進、郷土の歴史・文化の継承といった方針の下で、6つの施策について市民、事業者、行政それぞれの指針を示している。

表 3-1 津島市環境基本計画における歴史的風致維持向上計画に関係する方針・施策

目標・方針		施策
基本目標4 津島らしさが感じられるまち		
基本方針(3) 歴史・文化の継承と活用		
	施策方針1) 良好な景観を保全・形成します	①歴史的景観の保全・形成 ②農地・河川景観の保全・形成 ③都市景観の保全・形成
	施策方針2) 文化財の保護を推進します	①文化財の保護の推進 ②地域の歴史・文化資産の保存・活用の促進
	施策方針3) 郷土の歴史・文化を継承します	①歴史・文化学習の推進

資料：津島市環境基本計画より作成

【基本理念】これからの10年間を展望した環境のまちづくりの指針

# 津島の自然や歴史・文化を礎に、ともにつくり、未来へつなぐ

暮らしを支える自然や歴史・文化、現在の環境を築き上げてきたこれまでの歩みを踏まえ、市民・事業者・行政の協働によって、より良い環境をともにつくり、未来へとつないでいくことを目指します。

## 持続可能で快適なまち

持続可能で快適なまちを構成する分野ごとに目指すべき「まちの姿」を設定しました。

### 1 人と生きものが共生するまち

身近な水と緑は、人の暮らしを彩るだけでなく、多様な生きものの生息生育空間でもあります。今ある自然をそのままに残すだけでなく、人の暮らしと生きものの生息・生育が共存できる環境を目指します。

- 下水道・合併処理浄化槽→責任をもって排水
- 河川・水路の水質や生きもの調査
- 多自然型護岸等による親水空間
- 農地の活用、田んぼの生態系、地産地消
- 地域の社寺林や保存樹木等のまちなかの緑
- 沿道、公共施設、住宅、商店街、工場等の緑化
- 地域の自然を知る体験・学習活動
- アダプトプログラム
- 地域に生息・生育する生きもの
- 生物多様性、生態系ネットワーク

### 2 モノを大切にすることが根付いたまち

モノの大量消費・大量廃棄が資源の枯渇や自然への負荷の増加を引き起こした反省から、モノを大切にすることをもち、ごみを生まず、出るごみを減らし、ごみを資源に変えるライフスタイルを目指します。

- マイバッグ、エコクッキング、包装・レジ袋削減
- 生ごみ堆肥化、リサイクルステーション
- リユース市場やフリーマーケット
- 分別排出・分別回収、廃食用油のBDF化
- 使い捨て→もったいない
- 市民総ぐるみのごみゼロ運動
- ごみステーションのルール→ごみの適正処理
- ごみ排出者の責任
- 連携して不法投棄・ホイ捨て・野焼きを防止
- 災害廃棄物処理の広域連携

### 3 エネルギーを賢く大切に使うまち

社会生活の様々な場面でエネルギー使用の無駄を減らし、再生可能エネルギーの利用を促進します。化石燃料に頼り切らない暮らし方を進展させ、環境負荷を減らし、地球温暖化の防止を目指します。

- エネルギー使用量の見える化
- 省エネ家電、省エネリフォーム、省エネ診断
- 環境マネジメントシステム
- 緑のカーテン
- エコモビ、ふれあいバス、自動車依存の転換
- FCV、EV、PHV、エコドライブ
- クールシェア、グリーン購入
- 環境配慮行動
- 再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、地下水温度差熱）と蓄電池

### 4 津島らしさが感じられるまち

自然、歴史・文化、人などの「津島らしさ」を活かしながら、防災・減災対策、公園・緑地の整備や公害対策、美化・防犯・交通安全等の地域活動の充実により住環境の安全を確保し、人と人とのつながりや歴史・文化を実感できる安心を生み出し、物質的な面と精神的な面の双方において豊かなまちを目指します。

- 海拔ゼロメートル→地震、液状化、津波、浸水
- 防災情報カード・ハザードマップ等のツール
- まちなかのポケットパーク
- ハットのファンタジー・マナーの向上、地域美化活動
- 農地・河川の景観
- 屋外広告物による都市景観
- 災害時行動
- 事業所やマンションが一時的な避難所
- 地域に根ざした公園、公園施設長寿化
- 地域による防犯パトロール、交通安全対策
- 屋外広告物による都市景観
- 自主防災組織、地域で助け合う体制
- 耐震診断、耐震改修
- 公害対策（騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁）
- 漆喰、門前町、街道、町家、尾張津島天王祭、秋まつり
- 地域の歴史・文化遺産、まち歩きで体験・体感

## 実現手法

### 5 持続可能で快適なまちの実現に向けて

市民・事業者・行政は、それぞれが地域の環境を知り、環境保全の方針に沿って、その役割を果たすために行動するほか、情報の活用、体験・学習の機会を利用した人づくり、各主体間の連携・協働等を推進して、地域の課題を解決します。

- 「未来を創る力」と「環境保全のため力」を育む
- 学校での環境教育、職場・地域での環境学習
- 食育
- 主体的な学習や体験活動
- 環境情報の提供・活用
- 地域活動・地域貢献
- 地域コミュニティによる課題解決
- 地域の連携、市民活動団体の育成

図 3-9 津島市環境基本計画の基本理念と計画目標

資料：津島市環境基本計画

### 5) 津島市地域防災計画

本市では、市の地域ならびに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を最小限に軽減することを目的に津島市地域防災計画を平成30年（2018）3月に策定した。この計画では、市域に係る防災（防災予防対策、防災応急対策及び災害復旧対策）に関して定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることとしている。

文化財については、災害予防対策として、文化財の保護のため市民の愛護精神の高揚を図るとともに文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図ることとしている。

## 6) 津島市緑の基本計画

本市では、緑地の保全や緑化の推進、公園整備等に関して、その将来像、目標、施策などを定める津島市緑の基本計画を、津島市都市計画マスタープランと同じく令和3年（2021）12月に策定した。

この計画では、歴史の流れの中で埋もれ、残された貴重な緑を活かし、これらを新しい緑でつなげていくため、これまでの取組を引き継ぎ、「都市と田園、都市環境と自然環境が融合した“心地良い”空間を支える水と緑づくり ～津島の歴史を未来へつなぐ水と緑の環（わ） STAGE2～」を基本理念としている。

掲げる5つの基本目標のうち、3つの基本目標、「1 津島の歴史とともにある緑を守り・育み・つなぐ」、「2 地域ごとに固有な水と緑の環境を守り・育む」、「5 市民・民間・行政の協働により水と緑豊かなまちづくりを進める」が本計画に関連する。緑地の配置等の方針としては、景観にも寄与する幹線道路沿いの緑化推進や、本市の成り立ちや治水の歴史を後世に伝える貴重な水と緑の軸である旧天王川・旧佐屋川及び津島神社一帯について、失われた緑の回復や現況の緑の保全を図りつつ、そのネットワークの維持及び強化を図ることとしている。

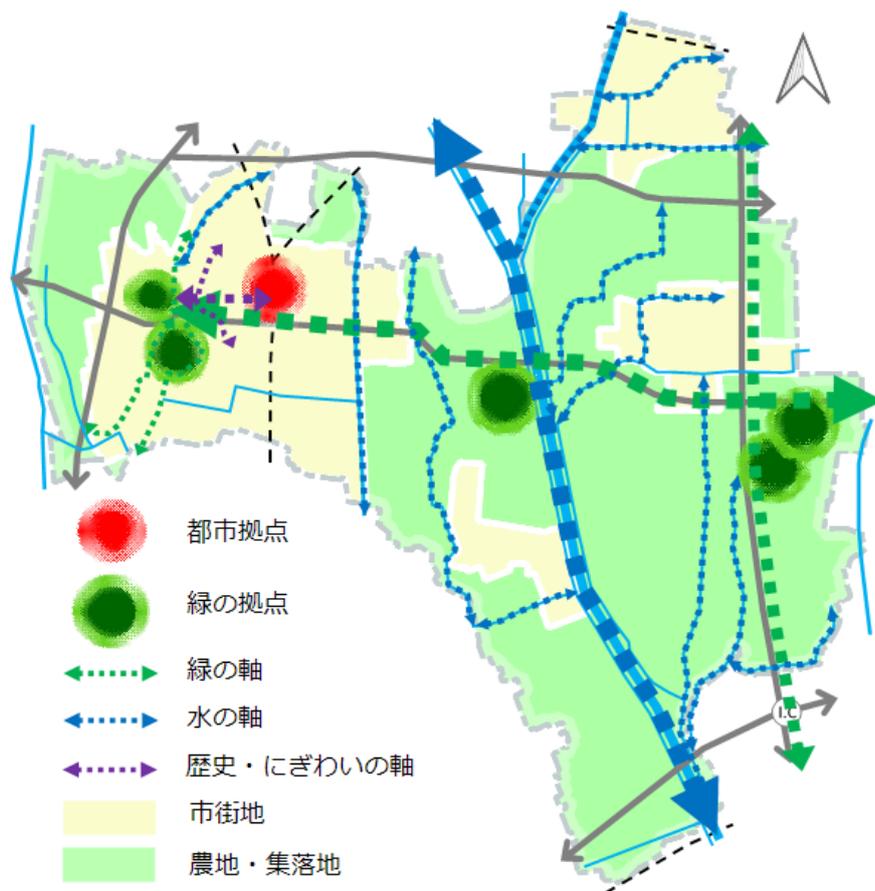


図 3-10 津島市緑の基本計画における緑の将来図

資料：津島市緑の基本計画

### 3-3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本計画では、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承や歴史的建造物の保存・活用・歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図る。また、これらの取組とあわせて歴史的風致の認識を高めることにより、一体的に歴史的風致の維持向上を図る。

#### 1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

指定等文化財の建造物は、所有者や管理者等に対して、文化財保護法や愛知県文化財保護条例及び津島市文化財保護条例に基づき、今後も適切に保存・活用が行われるよう指導・助言等を行う。損傷が進行している指定等文化財については、文化庁や愛知県民文化局、津島市文化財保護審議会、専門家等と連携しながら、適切な修理等が行われるよう指導・助言等を行う。

指定等文化財以外の建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建造物への指定を検討するとともに、津島市文化財保護条例に基づく文化財の指定又は文化財保護法に基づく登録有形文化財への登録を検討し、今後の保存・活用を図る。加えて、これら建造物の活用を推進することで、市民に対して広く建造物の価値を広めていく。

なお、損傷が進行している建造物は、所有者や管理者等が行う修理等への支援等を講じることで所有者の負担を軽減するとともに民間の協力を得ることも検討しながら保全を図り、所有者や周辺住民等との協働により、維持管理や活用を検討する。

市が所有・管理する歴史的建造物については、必要に応じて調査や整備を進めるとともに、周辺の散策路等を整備することなどにより、活用しやすい環境を構築することを目指す。

#### 2) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する方針

歴史的風致は、法などの活用、条例によるまちづくりのルール化、下記に示す事業の実施等の策定により維持向上を図る。

市全域において、良好な景観形成のため、愛知県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制を行っている。これを引き続き推進していくとともに、歴史や文化、自然といった恵まれた景観を保全・創造させ、活力の満ちた個性あるまちづくりを実践していくために、市民と協働して地区の景観方針や景観形成基準を議論するなかで、道路空間の高質化として道路の美装化や景観の阻害要因となる電柱類の無電柱化も検討し、景観計画の策定を行う。さらに、景観条例を制定し、良好な都市環境の形成に取り組んでいく。こういった取組を進めながら、歴史や文化を説明する案内板の修繕等、ガイドの育成をするなどガイダンス機能の強化、観光客が楽しめるような参加型・体験型の仕掛けを構築し、まちなかの回遊性を図る。

空き家や空き地が増加し古くからの町並みとして残る風致形成が損なわれていく、いわゆる都市のスポンジ化対策としては、まちづくり団体と協力し、使える空き家は所有者と使用者を円滑に結び付けるマッチングシステムにより利活用を促進する。加えて、立地適正化計画の都市機能誘導制度を活用して生活サービス機能の充実を

図り、まちの活性化と良好な景観を保全していく。古くからの町並みが連なる重点地区周辺は、火災や地震などの災害に弱いことから、歴史的風致の維持向上を図るなかで、住民や観光客が安心、安全に過ごせるよう、防災上安全なまちづくりを進める。

さらに、本市の歴史的風致は河川や公園などの豊かな自然環境と一体となって形成しているところも多いことから、公園整備事業等の自然環境の保全も図りつつ、歴史的風致の維持向上を目指す。

### 3) 伝統文化を反映した活動の支援・継承に関する方針

市民等が本市の伝統文化を反映した活動を披露する場を継続して提供していくほか、市民活動団体等が主体となった取組が継続していけるよう適切な支援を行う。あわせて、次世代を担う子どもたちが地域の歴史や文化に触れることのできる機会やイベント等を開催し、地域の歴史的資産への理解や愛着を促しながら、継承を図る。

また、本市の歴史や文化、歴史的建造物やそれらで構成される町並みが観光客等の外部の人に評価されることにより、市民が本市の歴史的資産の価値を再認識し、保存や継承に向けた意識が醸成されるよう、適切なプロモーションを行っていく。さらに、こういった取組を市民活動団体等と協働・連携して行い、地域の歴史文化を反映した活動に関わる人々の支援を行うことにより、継承と将来の担い手の育成を図る。

歴史的風致を構成する生業については民間が行う後継者の発掘・育成事業や需要の増加に向けた取組を周知していく。

### 3-4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進体制については、市長公室シティプロモーション課、建設産業部都市計画課、教育委員会社会教育課の3課を事務局とし、各事業担当者と横断的に連携しながら庁内の実施体制を設置する。

また、歴史まちづくり法第11条に基づく津島市歴史的風致維持向上計画策定協議会の構成員を中心とした「津島市歴史的風致維持向上協議会」において計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図るとともに、必要に応じて、本市の都市計画や文化財保護に関する審議会並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。

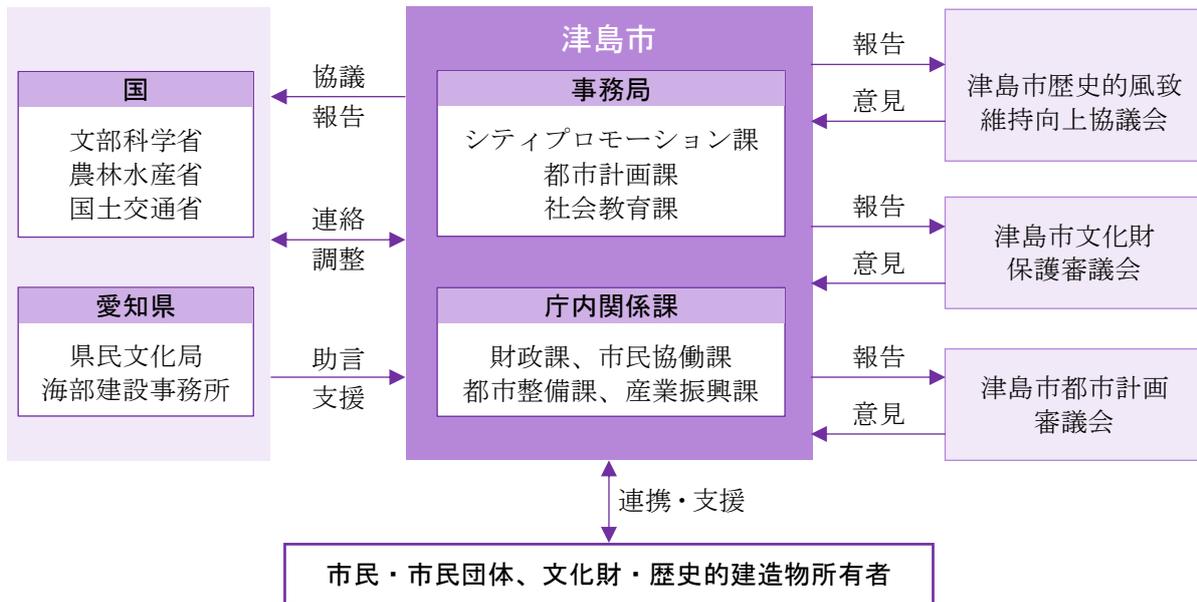


図 3-11 歴史的風致維持向上計画の実施体制